

# 西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

## 4. 申請・報告について

(1)	申請書はどこでいつもらえますか？	助成対象者全員に郵送します。抽選になった場合は当選した方に郵送します。窓口での個別配布やHPからのダウンロードはしていません。
(2)	申請者は誰になりますか？	住宅所有者で、かつ現在当該住宅に居住している方で応募(当選)されたご本人になります。応募(当選)の権利の譲渡はできませんので応募の際に対象条件・対象住宅をよく確認してください。
(3)	申請書は窓口で提出しなくてははいませんか？	郵送でも可能です。但し、郵送の場合、間違いや漏れがあった際に書類のやり取りに時間がかかります。完全な書類を受領してから交付決定の審査に10日程度かかりますので、着工までに余裕を持ってご提出いただく必要があります。なお、窓口にお越しの際は必ず印鑑をお持ち下さい。書類を修正する場合に必要です。
(4)	見積書の原本は手元に置いておきたいです。	原本はご提出いただきますので手元に置いておきたい場合はコピーしたものをお手元に置くようにしてください。あるいは業者に依頼して2部原本を用意してもらって下さい。
(5)	申請時に出した見積と実際の工事金額が変わりそうです。変更届の提出は必要ですか？	交付決定時から変更がある場合、その変更内容により処理が異なります。
(6)	申請時と施工業者が変わりました。変更届は必要ですか？	1.「変更届」が必要(商工課までご連絡下さい) ○変更前・変更後のいずれかあるいは両方の交付金額が10万円未満。 →変更決定次第、着工前に必ずご提出下さい。
(7)	申請時には外壁工事のつもりでしたが、都合によりお風呂の工事に変更しました。変更届は必要ですか？	2.「変更届」は不要 →必要書類書類を実績報告時にご提出下さい ①金額変更で、交付金額が変更前・後ともに10万円 →金額変更後の見積書 ②施工業者が変更 →内容変更が分かる見積書(施工業者の印を忘れないこと) ③工事箇所の変更 →(1)変更前・(工事中)・変更後の工事箇所の写真 (2)内容変更の分かる見積書
(8)	変更届はどうすれば手に入りますか？また、どのタイミングで提出したら良いですか？	変更届が必要な場合は商工課までご連絡下さい。郵送させていただきます。(窓口に取りに来ていただくこともできます)変更届の提出は変更が決まったら早急に、 <b>工事が始まる前</b> にご提出下さい。変更届による交付決定がお手元に届くまで工事の着工は控えて下さい。
(9)	建物登記と固定資産税の納税通知書、どちらを提出したら良いですか？	5月に送付される固定資産税の納税通知書の送付先が申請者ご自身の宛名になっており、かつ後ろのページの課税証明書(家屋)に対象住宅の記載があれば納税通知書・課税明細書原本をお持ちください。(原本確認後返却)但し、納税通知書はその年の1月1日の情報になりますので、1/1以降に住所を変更していたり、名義人であっても「その他」になっている場合は「建物登記事項証明書」を法務局で取得して下さい。
(10)	法務局で建物登記の閲覧が有料ですが、その画面のコピー(ハードコピー)で良いですか？	不可です。登記官の公印を押印したものを提出下さい。

# 西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

(11)	「登記情報提供サービス」によりネットで登記情報が印刷できます。これを「建物登記事項証明書」として提出して良いですか？	不可です。該当制度の印刷は公印が押印されていないので受付できません。建物登記事項証明書については神戸地方法務局西宮支局でお取りいただくか(郵送での請求可能)、「登記・供託オンライン申請システム」のHPで有料で請求できますので公印が押印された3か月以内のものをご提出下さい。
(12)	登記簿は建物と土地、両方必要ですか？全部事項と現在事項は？	最低限、「建物」の「現在事項」が必要です。(全部事項が望ましい)
(13)	家が遠くて法務局まで登記簿を取りに行くことが難しいです。どうしたら良いですか？	オンラインで請求、郵送にて送付してもらう方法があります。また、郵送で依頼し、郵送で受けとる方法もあります。詳細は法務局にてご確認・ご相談下さい。 (神戸地方法務局西宮支局 ☎0798-26-0061)
(14)	住民票と登記簿は返却してもらえますか？	いかなる理由でも返却できません。
(15)	住民票は家族全員のものが必要ですか？	申請者ご本人のものだけで大丈夫です。
(16)	半年前に引っ越した際に住民票を取得しました。それを提出しても良いですか？	申請時に3か月以内の日付のものをご用意ください。3か月以上経っている場合は再度取得願います。
(17)	リフォーム業者がカード払いの場合は領収書が出せないと聞いています。どうしたら良いですか？	工事の前に支払方法がどのような形でも領収書を必ず出すようにお伝え下さい。 施工業者にはお客様が領収書を発行してほしい、と要請した場合、支払方法に関わらず発行義務が発生します(民法上)。どのような支払方法を選択したとしても、領収書の発行は可能です。
(18)	ローンで支払ったのでリフォーム業者から領収書がもらえません。どうしたら良いですか？	工事の前に支払方法がどのような形でも領収書を必ず出すようにお伝え下さい。 どうしても領収書の発行が難しければ、①お客様名②リフォーム会社名③ローン会社名④支払金額(全額)の4点が明記してある契約書に該当するものを代用書類としますので、必ず原本をご提出ください。(原本確認後、返却いたします)
(19)	工事する箇所が屋根なので、工事前の写真を用意できません。	工事箇所の写真が撮れない場合は、施工業者に「工事前」「工事中」「完了後」の写真を撮ってもらい、完了報告の際にお持ち下さい。 その場合、申請時の写真はなくても構いません。
(20)	面倒になったので交付を受けたリフォームを辞めたいと思います。このままスルーしても大丈夫ですよ？	交付を受けたものについては「辞退届」の提出をお願いしています。 辞退届なき辞退の場合は、リフォームを実施したと見做され、以降の応募が無効になりますのでお気をつけ下さい。